

〔論 文〕

マルクスの「貨幣取扱資本」論について

—信用論と「貨幣取扱資本」範疇—

松 田 清

目 次

はしがき

〔I〕マルクス擁護論の問題点

- (1) マルクス「転化」論の曖昧さ
- (2) 加藤説への疑問

〔II〕『資本論』第3部第19章の構成と要点

- (1) 第1の部分（理論的叙述の部分）
- (2) 第2の部分（歴史的叙述の部分）
- (3) 第3の部分（再び理論的叙述の部分）

〔III〕「転化」論の解明

- (1) 「貸付可能な貨幣」の形成
- (2) 貨幣取扱資本の銀行資本への転化

むすび

は し が き

周知のように、マルクスは『資本論』第3部第4篇第19章で「貨幣取扱資本」範疇を措定した後、第5篇第25章では、この貨幣取扱資本の転化形態として銀行資本を把握する視点を呈示している。この両方を含めてわれわれはマルクスの「貨幣取扱資本」論と呼び、特に後者を「転化」論と呼ぶことにしたいのであるが、従来、マルクスの「貨幣取扱資本」論は、いわゆる「宇野派」によってしばしばマルクス批判の論点の1つとして取り上げられるほかは、ほとんど論究の対象とされることがなかったように思われる。

言うまでもなく、宇野派がマルクスの「貨幣取扱資本」論をしきりに批判するのは宇野派独

自の利子論（信用論）の方法によるのであって、「貨幣取扱資本」範疇を否認しておくことは、言わば宇野派利子論の方法論的な前提なのである。これに対して宇野派以外の論者は、マルクスの「貨幣取扱資本」論を明示的に批判されてはいない。けれども、その信用論の構成においては、事実上宇野派利子論の方法が踏襲されており、「貨幣取扱資本」範疇が何らかの理論的位置づけを受けるといことがないのであって、まさしく飯田裕康氏の言われるように、「マルクスが銀行業の二重の起源とした一方の貨幣取扱資本との関連は、従来の信用論研究では、手形割引による商業信用代位の側面に対して不当に軽視されていた」のである（同氏著『貨幣・信用論』同文館、1976年、177ページ参照）。

こうして今日では、「貨幣取扱資本」論なき信用論がむしろ支配的であり、マルクスの「貨幣取扱資本」論はほとんど顧みられることのない存在となっているのであるが、それにもかかわらず、事新しくそれを持ち出してここに論じようとするのであれば、われわれは次のような諸論点を解明するのになければなるまい。すなわち、

- (1) そもそも宇野派のマルクス「貨幣取扱資本」論批判は、的を射たものであったのかどうか、
- (2) 宇野派利子論に典型的に見られるところの、マルクス「貨幣取扱資本」論の否定の上に構築された「貨幣取扱資本」論なき信用論は、はたして成功しているものなのか否か、

- (3) 宇野派のマルクス批判に対する批判の形で示されたマルクス擁護論のマルクス「貨幣取扱資本」論理解は、いったい首肯しうるものなのかどうか、
- (4) マルクスの「貨幣取扱資本」論は、本来如何に理解さるべきなのか、
- (5) マルクス「貨幣取扱資本」論の合理的な理解は、信用論研究に対してどのような新しい視点を加えうるのか、
- といった諸論点をである。

無論、(1)・(3)・(4)は『資本論』理解をめぐる論点であり、(2)・(5)は信用論の展開・方法に関わる論点である。そして、『資本論』における「貨幣取扱資本」論の正確な理解なしにその信用論における意義を論ずることはおよそ不可能であるし、逆に信用論における「貨幣取扱資本」論の意義を明確にすることなしには、マルクスの「貨幣取扱資本」論を敢えて論究の対象に取り上げることの意味も明確にはならない。マルクスの「貨幣取扱資本」論を問題にする以上、(1)~(5)の諸論点が凡て解明されるのでなければならぬのである。

とはいえ、ここでそれらの論点の凡てに亘って論じるというわけにはいかないし、議論の運びとしても、まず(3)・(4)の論点を解明した上で(1)の論点について検討し、さらには(2)の論点の解明に進み、それらを通じて(5)の論点について明らかにする、というのが順当であろう。そこで本稿では、さしあたり(3)・(4)の論点について検討することに課題を限定して、以下、〔I〕においては、マルクス擁護論の「貨幣取扱資本」論理解は首肯しうるものなのか否か、という論点について検討し、〔II〕および〔III〕においては、マルクスの「貨幣取扱資本」論は本来如何に理解されるべきなのか、という論点に関するわれわれの見解を呈示してみることにした。

〔I〕 マルクス擁護論の問題点

(1) マルクス「転化」論の曖昧さ

既述のとおり今日の信用論研究においては、

マルクスの「貨幣取扱資本」論はほとんど顧みられることのない存在となっているのであるが、その一因は、あるいはマルクスの「転化」論そのものの曖昧さにあると言うべきなのかもしれない。と言うのは、『資本論』第3部第25章に示されている「転化」論は、周知の如く、次のような内容のものだからである。

「信用制度の他方の面は貨幣取引業の発展に結びついており、この発展は、当然、資本主義的生産のなかでは商品取引業の発展と同じ歩調で進んで行く。すでに前の篇（第19章）で見たように、事業家の準備金の保管、貨幣の受け払いや国際的支払の技術的操作、したがってまた地金取引は貨幣取引業者の手に集中される。この貨幣取引業と結びついて、信用制度の他方の面、すなわち利子生み資本または貨幣資本の管理が、貨幣取引業者の特殊な機能として発展する。貨幣の貸借が彼らの特殊な業務になる。彼らは貨幣資本の現実の貸し手と借り手とのあいだの媒介者の役をするようになる。一般的に言えば、この面から見た銀行業者の業務は、貸付可能な貨幣資本を自分の手中に大量に集中することであり、したがって個々の貨幣の貸し手に代わって銀行業者がすべての貨幣の貸し手の代表者として産業資本家や商業資本家に相対するようになる。彼らは貨幣資本の一般的な管理者になる。」¹⁾

1) Karl Marx, *Das Kapital*, Buch III, in *Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Band 25, S. 415-416. カール・マルクス『資本論』第3部、『マルクス=エンゲルス全集』第25巻（岡崎次郎訳）、505-506 ページ。以下『資本論』から引用する場合には、簡単化のために、各巻をそれぞれ *K. I*, *K. II*, *K. III* と表示し、*Werke* 版原書のページ数のみを示す（訳文はすべて邦訳全集版の岡崎次郎氏の訳による）。

ここにはたしかに、マルクスが貨幣取扱業の転化形態として銀行業を、したがってまた貨幣取扱資本の転化形態として銀行資本を把握しようとしていたということが明確に示されてい

る。けれども、この「転化」の論理は必ずしも明瞭ではない、と言わざるをえない。貨幣取扱資本と銀行資本との論理的な連関を指示すべき肝心の点で、「結びついて」という漠然とした表現²⁾に止まっており、そのためマルクスのこの叙述そのものが、理論的に措定された貨幣取扱資本の銀行資本への理論的転化（上向法的展開）を指摘したものとしてではなく、単に歴史的に先行した貨幣取扱業の銀行業への歴史的転化の事実を指摘したに過ぎないものであるかのようにさえ読み取られうるのである³⁾。

2) この「結びついて」という表現でマルクスの「転化」論がそうすなりと呑み込めるものではないということは、宇野派ならずとも、すでに高木暢哉氏の指摘されたところである。同氏著『信用制度と信用学説』（日本評論社、1959年）第3章第5節参照。

3) 深町郁彌氏は、ここでわれわれが引用したのと同じ箇所を『資本論』から引用されたのに続けて、「この叙述が、貨幣取扱業の銀行業への転化の歴史的過程としてあたえられているものであることはいうまでもない。」（同氏著『所有と信用』日本評論社、1973年、201ページ）と言われる。氏もまた、マルクスの「転化」論を「歴史的転化」論に過ぎないものと解されているのである。

しかもマルクスは、これに先立って第19章において、「貨幣取引業は、その元来の機能に貸借の機能や信用の取引が結びつくようになれば、もはや十分に発展しているわけである。といっても、このようなことはすでに貨幣取引業の発端からあったのではあるが。」⁴⁾と述べて、貨幣取扱業が歴史的に「貸借の機能や信用の取引」と結びついて発展してきたことを指摘し、これに続けて「これについては、次篇、利子生み資本のところでも述べる。」⁵⁾としていたのである。ここでマルクスが指摘しているのは明らかに歴史的過程なのであって、この歴史的過程について第5篇で述べる、と彼は言っているのである。先に引用した第5篇第25章での叙述が、この第19章での「予告」を受けたものだとすれば、第25章でのマルクスの「転化」論は、なおさら、「理論的転化」論ではなく「歴史的転化」

論だ、ということになってこざるをえない。

4) K. III, S. 332.

5) Ebenda.

事実、宇野派はマルクスの「転化」論を「歴史的転化」論に過ぎないものと解し⁶⁾、さらに進んでは、「貨幣取扱資本」範疇を否認することによって「理論的転化」論の可能性をも完全に否定し去っているのである。この宇野派によるマルクス批判が、宇野派利子論の方法と対をなすものであり、言わばその方法論的な前提をなすものであるということは既述のところであるが、宇野派利子論のもう1つの方法論的前提とも言うべき宇野派のマルクス「利子生み資本」論批判に対しては数多くの批判が試みられ、マルクスの徹底的擁護が図られているのはまさに対照的に、宇野派のマルクス「貨幣取扱資本」論批判がほとんど黙視されてきたというのは、まことに奇妙なことと言わなければならない。

6) 宇野派の中でも例えば小野英祐氏は、ある意味ではマルクス擁護者よりもはるかに正確に、マルクスの「転化」論を「理論的転化」論として読み取っておられる。同氏稿「資金と信用（一）」（立正大学『経済学季報』第14巻第1・2合併号所収）2、16および19ページ等参照。

その意味では加藤義忠「商業資本の一種としての貨幣取扱資本——宇野派の諸説の検討——」（『経済』1973年8月号所収）⁷⁾は、本格的に宇野派批判を試みた唯一のものとして、大いに注目されてよい。そこには、マルクスの「貨幣取扱資本」論が如何に理解されているか、ということが明示されており、しかもそうした積極的な見解は、宇野派によるマルクス批判を無視して『資本論』の叙述をなぞっている限りではほとんど表面に現われることのないものである。

7) 後に同氏著『商業資本論の研究』（ミネルヴェ書房、1977年）にはほぼそのまま収録されている。以下の引用では同書のページ数のみを示す。

だが、率直に言って、加藤氏の示されたマルクス「貨幣取扱資本」論理解に対して、われわれはいくつかの根本的な疑問を禁じえない。そこで次に、問題の所在をいっそう明確にするという意味も兼ねて、加藤氏のマルクス「貨幣取扱資本」論理解に対する若干の疑問点を挙げてみることにしよう。

(2) 加藤説への疑問

加藤氏の所説に対するわれわれの第1の疑問は、マルクスの「転化」論における「結びついて」というあの表現の内容理解に関するものである。

加藤氏は次のように言われる。すなわち、銀行資本は「論理的には、近代的な資本制的貨幣取扱資本と利子生み資本という二つのカテゴリーの資本が合体して成立したものである。」(166ページ)と。あるいは、「貨幣取扱資本は、資本制的生産様式の下では、単独の、純化された自立的形態では存在しないけれども、それは利子生み資本および貨幣取扱資本という二つの資本カテゴリーの合体形である銀行資本として自立的に存在する。」(170ページ)とも。如何にも面妖な命題ではあるまいか。いったい、貨幣取扱資本と利子生み資本は如何にして合体されるのであろうか。

言うまでもなく、貨幣取扱資本は貨幣取扱業に投下されることを止めるのでない限り(したがって貨幣取扱資本でなくなるのでない限り)利子生み資本と合体されることは不可能であり、しかしかく合体されて成るものはやはり利子生み資本でしかありえない。利子生み資本が貨幣取扱資本に合体される場合も同様である。加藤氏は何かの思い違いをされているのではないだろうか。

あるいは加藤氏は、いわゆる「経営銀行資本」と「運用銀行資本」とを包含するものとして銀行資本を理解され⁸⁾、そこから上のような言われ方をされているのかもしれない。しかし銀行資本をそのように理解するとしても、その場合には「運用銀行資本」は加藤氏の言われる

利子生み資本にほかならないのであるから、「経営銀行資本」は貨幣取扱資本だということになるであろう。そして「経営銀行資本」とは本来の意味での銀行資本のことにほかならないのであるから、結局、銀行資本は貨幣取扱資本だ、と言われていることになってしまわざるをえない。何とも理解し難いのである。

8)「経営銀行資本」および「運用銀行資本」の概念規定については、高木暢哉『銀行通論』(春秋社、1950年)第8章二参照。

他方、加藤氏は「貨幣取扱業務が貸借業務と結合する」理由についても述べておられる。しかし、両業務が結合される理由は、氏によれば、「論理的には、貨幣取扱業務にしる貸借業務にしる、ともに、貨幣の運動にかかわるものであり、したがって両業務を別々の独立した資本によって行なうよりも、同一の資本で行なう方が資本にとってより費用節約的である」ということでしかない(166ページ参照。傍点一引用者)。だが、はたしてマルクスが「転化」論において「結びついて」と言っていることの内容は、そのような便宜的な関係に過ぎないのであろうか。そうではなくて、貨幣取扱は必ず信用取扱を派生させるのであり、マルクスの言う「結びついて」ということがそのような内容をもつが故に、「貨幣取扱資本」範疇の措定も「転化」論も、理論的必然となるのではあるまいか。

次に、加藤氏の所説に対するわれわれの第2の疑問は、銀行業における貨幣取扱業務の評価に関わっている。

氏は次のように言われる。すなわち、「銀行資本の行なう業務は、基本的には利子生み資本を管理し、それを貸付けること、それらに要する技術的操作および付随的には単なる貨幣流通にともなう技術的操作⁹⁾の遂行である。」(166ページ。傍点一引用者)と。また、こういう言い方もされている。すなわち、「銀行資本の行なう付随的機能として貨幣取扱資本の機能が遂行されている」(143ページ)と。見られるよう

に、加藤氏は、銀行の基本的機能は利子生み資本の管理（信用取扱）にあるとされ、貨幣取扱は銀行の付随的機能に過ぎないとされているのである。加藤氏に限らず、銀行にとって信用取扱は「基本的」・「本来的」・「本質的」であり、貨幣取扱は「付随的」・「副次的」・「派生的」であると見る見解は広く流布している¹⁰⁾のものであるが、それはまた、前述の「貨幣取扱資本」論なき信用論の背後にある見解でもあるのである¹¹⁾。

9) 加藤氏は ①「貨幣流通にともなう貨幣取扱業務」と ②「銀行資本の貸借にともなう貨幣取扱業務」とを区別され、「貨幣取扱資本の場合に問題とされるものは、前者の業務に限定さなければならぬ。」と言われる（171ページ参照）。勿論、『資本論』第3部第19章の段階では②など論外であるという点は氏の言われるとおりなのであるが、問題は、それでは銀行業においては①と②は区別されなければならないか、という点にある。氏は①と②を混同しているとして宇野派を批判されているわけであるが、宇野派の誤りは①と②の混同によるのではなく、「銀行資本の貸借にともなう貨幣取扱業務」もまた「貨幣流通にともなう貨幣取扱業務」にほかならない、という点を理解しないところにあるのである。貨幣取扱業務そのものにとっては、その扱う貨幣が銀行自身の貸し付けたそれか、それとも顧客自身が持ち込んだそれか、ということはどうでもよい。いずれにしても、貨幣取扱業務にとっては顧客の所有に属する貨幣に違いないのである。銀行の貨幣取扱業務は「貨幣流通にともなう貨幣取扱業務」でしかないものであって、①と②が区別される必要は全くないと言ってよい。

10) 「貨幣取引業の発展から銀行業形成の論理的説明（？—引用者）がなされながら、成立した銀行業の本質なり、本来の業務にあっては、貨幣取引を派生的・副次的な業務としてしりぞけ、もっぱら貨幣の貸借、利子つき資本の管理が前景に登場する」といういわゆる正統派にしばしば見られる「奇妙な」理論構成のあり方については、竹村脩一「銀行業の導出について」（『バンキング』第207号所収）における批判を参照されたい（引用は同論文51ページによる）。

因に、レーニンは次のような見解を呈示している。すなわち、「銀行の基本的な本来の業務は、支払の仲介である。これと関連して、銀行は遊休貨幣資本を稼動資本に、すなわち利潤をもたらす

資本に転化し、ありとあらゆる貨幣収入をかきあつめて、それを資本家階級の管理にゆだねる。」（『資本主義の最高の段階としての帝國主義』邦訳『レーニン全集』第22巻、241ページ。傍点—引用者）と。あまりに簡潔な叙述であるために種々の解釈がありうるであろうが、ともかく味読さるべきであろう。

11) 例えば宇野弘藏氏は次のように言われる。すなわち、「銀行の業務についてはここで述べることはできないが、マルクスの所謂貨幣取扱資本から伝来した送金、取立、振替その他の業務に対しては手数料を取り、それがまたその資本の利潤をなすわけであるが、近代的銀行業ではかかる業務は寧ろ銀行信用の附随的業務とってよい。」（同氏著『経済原論』下巻、岩波書店、1952年、249ページ）と。

たしかに、銀行利潤の主要かつ積極的な源泉は貸付利子であり、貸付資本の主要かつ積極的な源泉は利付預金なのであるから、利潤の取得を推進的動機とする銀行経営の観点からは、信用取扱こそ「基本的」・「本来的」な業務だ、ということにもなる。あるいはまた、信用論においては——そこではまさに銀行信用が問題なのであるから——当然に銀行の「利子生み資本の管理」の側面が目を引くことにもなるであろう。しかし、資本の再生産過程との関連で見れば、信用取扱業務と貨幣取扱業務とは、それぞれ資本の運動の異なった契機に立脚するそれぞれ別個の業務なのであって、理論的にいずれが「基本的」でいずれが「付随的」だというような関係にはありえないのである¹²⁾。むしろ理論的には、信用取扱こそ貨幣取扱から必然的に派生せざるをえないのであり、それゆえにこそ貨幣取扱資本は銀行資本に転化せざるをえないのである。

12) 高木暢哉『銀行通論』は、「銀行取引」を「貨幣取引」と「貸付取引」との「一体化的結合」として把握するという優れた視点を呈示されている。しかし高木氏は、①「貨幣取引」に「預金取引」や「発券取引」が含まれるという理解、および ②「人が貨幣取引を営むのは、それによって貸付取引に用いる資金を形成せんがためである。」「手段と目的との関係において、貨幣取引と貸付取引とは不可分に結びついている」という理解を

ベースとされたために（同書、48—52ページ参照）、氏の折角の視点も十分な説得性をもたえなかったように思われる。

②のような理解について言えば、貨幣取扱業務は、「貸付取引に用いる資金を形成せんがため」の手段なのではないのであって、資本の再生産過程の内にそれ独自の根拠をもって成立するものである。この貨幣取扱業務の必然的な結果として貸付可能な貨幣が形成されるということが、この結果に着目する立場からは、貨幣取扱業務は手段である、というふうに見えるだけなのである。理論的には、貨幣取扱業務もやはり銀行の「目的」でなければならない。

①のような理解については、すでに三宅義夫氏による批判がある。同氏稿「商業信用と銀行信用」（信用理論研究会編『講座 信用理論体系 I』日本評論社、1956年、所収）180-183ページ参照。

さて、加藤氏の所説に対するわれわれの第3の疑問は、マルクス「貨幣取扱資本」論の方法理解に関するものである。

上に見る如く、加藤氏は貨幣取扱業務を銀行の付随的業務とみなされ、しかも、この貨幣取扱業務が貸借業務とともに銀行によって営まれる理由を、「両業務を別べつの独立した資本によって行なうよりも、同一の資本で行なう方が資本にとってより費用節約的である」という点に求められる。もし加藤氏の言われるとおりだとすれば、『資本論』第3部第19章はまさに針小棒大の類であり、「転化」論は錯覚でしかない、ということになってしまわざるをえないようにわれわれには思えるのであるが、加藤氏がそれを少しも異とされたいのは、氏が銀行資本＝貨幣取扱資本＋ α 資本というふうに理解され¹³⁾、銀行資本を構成している貨幣取扱資本と α 資本とをそれぞれ規定するのでなければ銀行資本は当然措置できない、と考えておられるからなのである。

13) 加藤氏がこの α 資本を利子生み資本と考えられていることについては、すでに第1の疑問点のところで見たとおりである。

氏は次のように言われる。すなわち、「資本制的生産様式の下において、現実的に、貨幣取

扱資本は、利子生み資本の貸借を基本的機能とする銀行資本という形態をとって機能しているとはいえ、いいかえれば、銀行資本の行なう付随的機能として貨幣取扱資本の機能が遂行されているとはいえ、この貨幣取扱資本を銀行資本の他の業務たる利子生み資本の管理、すなわち、その貸借および貸借に要する技術的操作から分離・抽象し、純粋な形態で分析すれば、この資本は資本の再生産過程の一契機をなす流通過程において展開される商品流通の対極としての貨幣流通にともなう純粋に技術的諸操作を、集中的・専門的に媒介するものである。」（143ページ。傍点一引用者）と。このように、加藤氏の理解される所では、①貨幣取扱資本は現実に存在しており、②ただ貨幣取扱資本は「銀行資本という形態をとって機能している」だけなのであって、③銀行資本そのものは貨幣取扱資本と「銀行資本の他の業務たる利子生み資本の管理」のために投下されている資本部分とに「分離」されるのであり、④「銀行資本の貸借にともなう貨幣取扱業務」と区別されるべきものとしての「貨幣流通にともなう貨幣取扱業務」に投下されている銀行資本部分が貨幣取扱資本だ、ということなのである。

だが、かかる加藤氏の「貨幣取扱資本」なるものは、マルクスのそれとは全く異なるものである。

勿論、マルクスの「貨幣取扱資本」範疇は、決して恣意的に造り出したものではなく、現実の銀行業の分析によって措置されたものである。そしてたしかに、現実の銀行業は貨幣取扱業務と信用取扱業務との「一体化的結合」において成立している。しかも貨幣取扱業務と信用取扱業務とは、それぞれ資本の運動の相異なった契機を根拠として成立するものであるから当然分離しうるし、それぞれの措置される理論的抽象のレベルが相異なるのであるから当然分離して考察されなければならない。マルクス自身、第19章において考察されている貨幣取扱業務が、「信用制度と切り離れた」「純粋な形態」でのそれであることを明示しているとおりであ

る¹⁴⁾。

14) Vgl. *K. III*, S. 334.

とはいえ、貨幣取扱業務と信用取扱業務とが分離されて考察されうるということが、ただちに、銀行資本は「貨幣取扱資本」と例えば「信用取扱資本」とに分割されうるということを意味するわけではない。加藤氏はその点を取り違えておられるように思われるのであるが、銀行資本そのものは、貨幣取扱業務と信用取扱業務との「一体化的結合」において成立している銀行業に投じられているのであって、何か、貨幣取扱業務に投じられている資本部分と信用取扱業務に投じられている資本部分とに截然と区別されうるといふようなものでは元来ありえないのである。言うまでもなく、貨幣取扱業務は信用取扱業務のために、貸付資本の一部を形成せしめ、借り手の信用状態のデータを与え、いわゆる「信用創造」のための技術的手段を提供しているのであるから、しかもそれらのことを抜きにして十全なる信用取扱業務は成り立ちえないのであるから、仮に貨幣取扱業務に投ぜられる資本部分というものを想定してみても、それが同時に信用取扱業務のために投ぜられる資本部分でもあるということは否定しえないのである。

マルクス自身、銀行資本を「貨幣取扱資本」と例えば「信用取扱資本」とに分割可能なものとみなし、その「貨幣取扱資本」を「信用取扱資本」から分離して第19章で考察しているのでは決してないのであって、資本の運動のそれぞれ異なった契機に立脚する貨幣取扱業務と信用取扱業務とを、そのままに立脚する契機の違いの故に、したがってまた、それぞれの措定される理論的抽象のレベルの相違の故に、分離して考察しているのである。その場合、貨幣取扱業務は資本の流過程で「貨幣が行なう純粋に技術的な諸運動」を根拠とするに過ぎないのに対して、信用取扱業務は、一方では商業信用の展開を前提としており、他方では再生産過程の外部での貸付可能な貨幣の自立化を前提として

いる。無論、この貸付可能な貨幣は資本の再生産過程に生ずる蓄蔵貨幣から形成されるのではあるが、しかし、個別諸資本の手中に生ずる蓄蔵貨幣がそのまま貸付可能な貨幣たりうるわけでは決してない¹⁵⁾。そこには媒介項が必要なのである。といて、銀行業自身をその媒介項とするわけにはいかない。銀行業（ここでは信用取扱業としてのそれ）は貸付可能な貨幣の再生産過程の外部での自立化によって成立するにもかかわらず、その貸付可能な貨幣の自立化を銀行業によって媒介せしめるとすれば、それは循環論法以外の何ものでもありえないのである¹⁶⁾。

15) この「個別諸資本の手中に生ずる蓄蔵貨幣がそのまま貸付可能な貨幣たりうるわけではない」という点の確認は、マルクスの「貨幣取扱資本」論を理解する上で、決定的に重要である。この点については後に詳述するつもりである。なお、浜野俊一郎「信用論体系の諸問題」飯田繁編著『インフレと金融の経済学』（ミネルヴァ書房、1979年）第7章、168ページ以下参照。

16) 「『貨幣取扱資本』論なき信用論」における銀行業（銀行資本）の措定は、しばしばかかる循環論法に陥っている。しかしその点については別の機会に論じたい。

では、蓄蔵貨幣の貸付可能な貨幣への転化を媒介するものは何か。それが貨幣取扱業務である。貨幣取扱業務は、資本の流過程で「貨幣が行なう純粋に技術的な諸運動」を媒介するに過ぎないが、その単なる技術的な諸操作が、資本の再生産過程から社会的に自立した貨幣群を創出する。そして理論上初めて貸付可能な貨幣たりうるものは、かかる貨幣群においてほかにはないのである。

そこで、考察によってかく到達しえたところから、今度は、叙述が逆の道筋を辿っていかなければならない。

利潤論の論理段階では、それまでは社会的空費をなすものとされていた流通費が、個別諸資本にとっての費用価格を構成するものとして現われる。個別諸資本にとって価格は社会的に与えられたものであるから、彼らの個別的利潤率

の高さは、費用価格によって決定されるものとして現われることになる。彼らは費用価格の切り下げに努める。彼らは、賃金を切り下げようとし、同じ賃金でより多くの労働を搾取しようとし、さらには「不変資本充用上の節約」に努める。しかしそれらとともに彼らは、流通費の節減を求める。その場合、生産過程に充用される資本部分の節約は、産業資本自身が自らの才覚でこれを行なう以外にない（ここではまだ信用は捨象されている）が、流通費の節減はこれを他に恃むことも可能である。流通行為を他に委ねたからといって産業資本が産業資本たる資格を失うわけではないし、流通費は、個別諸資本の個別的努力によるよりも、流通行為を社会的に集中した方がはるかに節約され易いのである。

かくて貨幣取扱業務もまた個別諸資本の手を離れてゆく。そして貨幣取扱業務が「独立して一つの特異な資本の機能となり、この資本がそれを、そしてただそれだけを、自分に特有な操作として営むようになる時」¹⁷⁾、この資本は貨幣取扱資本なのである。「今では総資本のうちから一定の部分が貨幣資本の形態で分離し独立して、この貨幣資本の資本家的機能は、ただ産業資本家および商業資本家の総階級のためにこの操作を行なうということだけになる。」¹⁸⁾明らかにこの論理段階では、貨幣取扱業とこれに投下されるものとしての貨幣取扱資本とが、自立的に存在しうし、また自立的に存在しなければならない。

17) K. III, S. 327.

18) Ebenda.

ところが、貨幣取扱資本は、その行なう単なる技術的操作によって、再生産過程から社会的に自立した貨幣群を創出しないではない。そしてかかる貨幣群は、さらに上向して信用制度が措定されるに至った論理段階では、理論上最初の貸付可能な貨幣として現われなければならないのである。

だが、貨幣取扱資本の形成する貨幣群が現実貸し付けられるものとされる信用論の段階で

は、貨幣取扱資本は貨幣取扱資本のままではありえない。それは、貨幣取扱業務とともに貸付業務を営むものとして、銀行資本（銀行業）という新たな規定を受け取らなければならない。つまり、貨幣取扱資本はここで銀行資本に論理的に転化しなければならないのである。それとともに、貨幣取扱資本の営むものとされていた貨幣取扱業務そのものもまた、その一部が変質せざるをえない。貨幣取扱資本が扱うものとされていた貨幣の一部が、今や利子生み資本の規定を受けており、したがってその取扱は信用取扱業務であると言わなければならないのである。

このように、貨幣取扱資本は、理論的抽象のあるレベルでは自立的に存在しうし、また存在しなければならない資本範疇でありながら、それ自身が創出しないではない1つの成果によって、上向した論理段階では銀行資本に転化せざるをえないという内的必然性を秘めた理論的抽象的な資本範疇なのである。だから、宇野派のように現実に実在しないという理由で「貨幣取扱資本」範疇を否認することがまちがいであるのと同様に、加藤氏の如くに貨幣取扱資本が銀行資本の構成部分として現実に存在しているとするのも誤りである、と言わなければならない。その限りでは、どちらもマルクスの理論的抽象の方法を理解しないものだ、と言わざるをえないのである。

以上に見るように、マルクスの「貨幣取扱資本」論は、その擁護者の側においても、なお十分に理解されてきたとは言えないようである。では、マルクスの「貨幣取扱資本」論は如何に理解すべきなのであろうか。

以下、「貨幣取扱資本」範疇の理解から、われわれの見解を呈示していくことにしよう。

〔Ⅱ〕 『資本論』第3部第19章の構成と要点

われわれの理解では、第19章「貨幣取扱資本」は次の3つの部分から成っている（ページ数は *Werke* 版原書による。以下同じ）。

- ① 冒頭から S. 329 の第1パラグラフの終りまで。
- ② S. 329 の第2パラグラフから S. 332 の第1パラグラフの終りまで。
- ③ S. 332 の第2パラグラフからこの章の終りまで。

これらの3つの部分のうち、①および③の部分は理論的な叙述のなされている部分であるのに対して、②の部分ではそれらと全く性格の異なる歴史的な叙述がなされている。ところが、それにもかかわらず、第19章の初めから終りまで同じ次元の叙述が続いているかのように従来理解され、そこから無用の誤解と混乱が生じてきたのである。別でも、宇野派のマルクス「貨幣取扱資本」論批判は、主に、②の歴史的叙述の部分¹⁾を他の理論的叙述の部分（①および③）と弁別しえないところから生じていると言ってよい¹⁾。

- 1) 拙稿「宇野派の『貨幣取扱資本』否認説について」（阪南大学『阪南論集 社会科学編』第18巻第4号所収）参照。

第19章における理論的叙述の部分と歴史的叙述の部分とを峻別して理解することは、マルクスの「貨幣取扱資本」論を合理的に把握し直すための出発点をなし土台をなすのであって、以下われわれは、第19章を上述の3つの部分に明確に区分した上で、マルクス自身の叙述の要点を再確認しておくことにしたい。

(I) 第1の部分（理論的叙述の部分）

冒頭においてマルクスは、「産業資本の流通過程で、また……商品取引資本の流通過程で……貨幣が行なう純粋に技術的な諸運動は、それが独立して一つの特異な資本の機能となり、この資本がそれを、そしてただそれだけを、自分に特有な操作として営むようになるとき、この資本を貨幣取扱資本に転化させる。産業資本の一部分、より詳しく言えばまた商品取引資本の一部分は、絶えず貨幣形態で、貨幣資本一般として、存在するだけでなく、この技術的な諸

操作に携わっている貨幣資本として存在するであろう。今では総資本のうちから一定の部分が貨幣資本の形態で分離し独立して、この貨幣資本の資本家の機能は、ただ産業資本家および商業資本家の総階級のためにこの操作を行なうということだけになる。」(S. 327. 傍点一引用者)「この貨幣資本の運動も、やはり、ただ自分の再生産過程上にある産業資本の一部分が独立したものの運動でしかないのである。」(ebenda)と述べて、貨幣取扱資本とは、①産業資本家および商業資本家の総階級のために、資本の流通過程で貨幣が行なう純粋に技術的な諸運動を媒介する、ということだけを機能とする特殊な資本であり、②産業資本の一部分が分離し独立して成立する資本範疇である、ということを示している。

次いでマルクスは、「資本家は絶えず多くの人々に貨幣を払い出し絶えず多くの人々から貨幣の支払を受けなければならない」と述べて、これに関わる技術的操作として「貨幣支払や貨幣収納」、「差額計算や決済行為」を挙げるとともに、「資本の一定部分は絶えず蓄蔵貨幣として、潜在的な貨幣資本として、存在しなければならない」と述べて、「収納や支払や簿記のほかに」「保管」をその関連での技術的操作として挙げる(S. 328)。そしてマルクスは「この純粋に技術的な操作が、特別な労働や費用——流通費——の原因となるのである。」(ebenda)としている²⁾。

- 2) この点に関して、岡本啓男氏が次のように言われているのは、われわれにはどうも納得がいかない。すなわち岡本氏は、「貨幣取扱業の節約する流通費」は「商業資本の節約するそれと違って貨幣流通に必要な技術的操作というそれ自体資本の再生産＝循環運動とは直接の関係をもたない流通費である」と言われるのである(同氏著『通貨と信用』東洋経済新報社、1973年、8—9ページ)。「資本の再生産＝循環運動」はG—W および W'—G' という流通過程を含むのであるが、岡本氏は、商品を売買する行為やそのための費用(「商業資本の節約する」流通費)は「資本の再生産＝循環運動」に直接関係するが、商品の売買に際しての貨幣の受け払い行為やそのための費用(「貨

幣取扱業が節約する流通費)は「資本の再生産=循環運動とは直接の関係をもたない」と言われるわけである。だが、商品の購買代金として貨幣を支払うということは貨幣資本が生産資本に転態するということ($G-W$ 、「資本の再生産=循環運動」そのもの)であり、商品の販売代金として貨幣を受け取るということは商品資本が貨幣資本に再び転態するということ($W'-G'$ 、「資本の再生産=循環運動」そのもの)なのであって、かかる貨幣の受け払い行為やそのための費用(「貨幣取扱業が節約する流通費」が「資本の再生産=循環運動とは直接の関係をもたない」などとは到底言えるものでないこと、明白であろう。

最後にマルクスは、「貨幣の払出し、収納、差額の決済、当座勘定の処理、貨幣の保管などは、これらの技術的操作を必要とされる行為から分離して、これらの機能に前貸しされる資本を貨幣取引資本にするのである。」と述べて、貨幣取扱資本を今一度さらに具体的に規定する(S. 329)。

なお、これまでのところでは、「貨幣取扱資本」という言葉しか出てきておらないのであって、「貨幣取扱業」に投下される資本が規定されてきたのだという点は、後の「第3の部分」との関連で留意されるべきである。

(2) 第2の部分(歴史的叙述の部分)

この部分では「第1の部分」とは(そして「第1の部分」に接続すべき「第3の部分」とも)明確に異質な叙述がなされている。

すでに『資本論』第2部第1篇で繰り返し強調されていたように、資本の流過程は資本の生産過程との関連で資本の流過程なのであって、流過程そのものの内部では、商品は単なる商品としてしか、同じく貨幣は単なる貨幣としてしか、現われえない。流過程にある商品や貨幣が同時に商品資本であり貨幣資本でありうるのは、ただ資本循環の他の諸段階との関連においてのみなのである。そこでマルクスは、「第2の部分」の最初のパラグラフで次のように言う。すなわち、「いろいろな操作が独立して特殊な諸業務になることによって貨幣取引業が生ずるのであるが、これらの操作は、貨幣そのもの

のいろいろな規定性と貨幣の諸機能とから、つまり資本もまた貨幣資本の形態にあれば行なわなければならない諸機能から、生ずるのである。」³⁾(S. 329)と。すでに「第1の部分」で規定されたように、貨幣取扱資本は産業資本のために、産業資本の流過程で貨幣が行なう純粋に技術的な諸運動を媒介することだけを機能とすべく、産業資本の一部分が分離し独立して成立するのであるが、かかる貨幣取扱資本が投下されるものとしての貨幣取扱業をそれ自体として見れば、それは貨幣が行なう純粋に技術的な諸運動を単純に媒介しているに過ぎない、とマルクスは言っているわけである。とすれば、貨幣が行なう純粋に技術的な諸運動そのものは貨幣流通の発生とともに発生し貨幣流通の展開とともに展開されるのであるから、貨幣取扱業もまた貨幣流通の発生とともに発生し貨幣流通の展開につれて発展するはずのものであろう。かくてマルクスは上の引用文に続けて、「私が前に指摘したように、貨幣制度一般が最初は別々の共同体のあいだでの生産物交換のなかで発展するのである。／それだから、貨幣取引業、すなわち貨幣商品を扱う商業も、最初はまず国際的交易から発展するのである。」(edenda. 傍点一引用者)と述べる。こうしてマルクスは、「貨幣そのもののいろいろな規定性と貨幣の諸機能」に即した貨幣取扱業の歴史的な存在様式とその発展の叙述に移っていくのである⁴⁾。

3) マルクスがここでこう述べていることの含意を宇野派は全然理解していない。宇野派のマルクス「貨幣取扱資本」論批判が「言い掛かり」の類に終始することになってしまう原因の一端は、そこにあると言ってよい。詳細は前掲拙稿参照。

なお、柴田信也氏は、ここでのわれわれの理解と同様の見地に立たれて、宇野派のマルクス解釈を批判しておられる。同氏稿「利子生み資本と信用制度」(東北大学『研究年報 経済学』第27巻第1号所収)5ページ参照。

4) したがって、以下でマルクスが述べていることは、「貨幣取扱資本」範疇の「例証」などでは決してないのである。

まずマルクスは、「貨幣の二重の機能、すなわち国内鋳貨および世界貨幣としての機能から生まれる」「貨幣取引業の最も本源的な形態」として、両替業と地金取引業とを挙げる (S. 329f.)。両替業において行なわれる A 国鋳貨の B 国鋳貨への転換、地金取引業において行なわれる C 国鋳貨の地金への (またはその逆の) 転換や C 国から D 国への地金の移動、これらが凡て「貨幣の行なう純粋に技術的な諸運動」にほかならないことは言うまでもない。ただその場合、両替業者は単に他人の所有する A 国鋳貨を他人の所有する B 国鋳貨と交換するのではなく、自分の所有する A 国 (または B 国) 鋳貨を他人の所有する B 国 (または A 国) 鋳貨と交換する——すなわち売買する——のであり、同様に地金取引業者も自己の所有する地金 (または C 国鋳貨) を他人の所有する C 国鋳貨 (または地金) と交換する——したがってやはり売買する——のだ、という点に注意しなければならない。両替業や地金取引業は「貨幣が行なう純粋に技術的な諸運動」を媒介するかぎりでは貨幣取扱業であるが、しかし彼らはこの媒介を $G-W-G'$ の形式で、したがって商人資本として行なうのである⁹⁾。だからこそマルクスもここでの貨幣取扱業を「貨幣取引業、すなわち貨幣商品を扱う商業」と規定し、「最も本源的な形態」あるいは「近代的貨幣取引業の自然発生的な基礎の一つ」(S. 329) とみなしているのであって、これを「マルクスの所謂貨幣取扱資本」と解する¹⁰⁾ のは曲解というものであろう。

5) だから、ここで論じられている貨幣取扱業と、「第1の部分」で指定された貨幣取扱資本が投下されるものとしての貨幣取扱業 (これは「第3の部分」で論じられる) とは、同じ貨幣取扱業と言ってもその性格は明確に異なるものである。

因に、今宮謙二「貨幣取引業と商業信用——為替相場の研究(1)——」(『岐阜経済大学論集』第3巻第1号所収)における「貨幣取扱資本」論は、「貨幣取引業を原理的にみれば、単純商品流通を前提として、たんなる貨幣論的カテゴリーとしてとらえられるものである」(同前、1ページ。傍

点一引用者)とされる点で、すでにマルクスのそれとは方法論的に根本的に異なる。

6) 宇野弘蔵『経済原論』下巻242ページ参照。

次にマルクスは、こうした「貨幣取引業の最も本源的な形態」とその発展の叙述に続けて、「資本主義的生産過程からは、また前資本主義的生産様式のもとでも商業一般から、次のようなことが生ずる。」として、蓄蔵貨幣の第1形態および第2形態の形成を指摘した後、次のように述べる。すなわち、「このような蓄蔵貨幣そのものによって必要にされる諸機能は、まず第1にその保管や記帳などである。しかし第2に、これらのことには、買うときの貨幣の支出、売るときの貨幣の収納、支払金の支払と領収、諸支払の決済などが結びついている。すべてこれらのことを貨幣取引業者は最初はまず商人や産業資本家の単なる出納代理人⁷⁾として行なうのである。」(S. 331. 傍点—マルクス)と。ここで述べられている貨幣取扱業の内容は、前に「第1の部分」で見た貨幣取扱資本を成立せしめる諸操作とほぼ共通している。初めに「資本主義的生産過程からは……次のことが生じる」として論じられているのであるから当然のことである。ただそうした諸操作自体は、貨幣の資本という規定性と機能からではなく、貨幣の購買手段・支払手段・蓄蔵貨幣という規定性と機能から生ずるのであるから、「また前資本主義的生産様式のもとでも商業一般から」も生ずることだとされているのである。

7) Kassierer は長谷部訳では金庫業と訳され、向坂訳および岡崎訳では出納代理人と訳されている。金庫業という場合、単に貨幣を保管し、預託者との間で保管金を受け払いするだけ、という語感が強く、そのため金庫業という訳語から逆に Kassierer がそのようなものとして理解されがちなのであるが、Kassierer は勿論それだけに止まらず、「買うときの貨幣の支出、売るときの貨幣の収納、支払金の支払と領収、諸支払の決済など」を代行し、そのために蓄蔵貨幣(第1形態)を預かり保管しているのであるから、Kassierer は出納代理人と訳される方がはるかに適切である。

ここで述べられているような形態での貨幣取扱業（「近代的貨幣取扱業」）は、しかし、「最初はまず商人や産業資本家の単なる出納代理人」としての業務であったとしても、次第に「貸借の機能や信用の取引」と結びついていかなるをえないものであり、したがってやがて銀行業に転成せざるをえないものである。かくてマルクスは述べる。「貨幣取引業は、その元来の機能に貸借の機能や信用の取引が結びつくようになれば、もはや十分に発展しているわけである。といっても、このようなことはすでに貨幣取引業の発端からあったのではあるが。」(S. 332) と。勿論この場合、「貨幣取引業の発端からあった」高利貸資本と両替業や地金取引業との結びつきと、「十分に発展している」段階での貨幣取扱業、すなわち「出納代理人」としての「近代的貨幣取引業」と「貸借の機能や信用の取引」との結びつきとは、厳密に区別されなければならない。前者は単に同じ「蓄蔵貨幣の運動形態」⁸⁾としての結びつきに止まるのに対して、後者は貨幣取扱業から銀行業への発展を表示する結びつきだからである。

8) 宮本義男『金融資本への道——金融資本成立論』（ミネルヴァ書房、1962年）第1章第3節参照。

(3) 第3の部分（再び理論的叙述の部分）

ここで再びマルクスは「第1の部分」に接続すべき理論的な叙述に立ち返っている。

まずマルクスは、「第1の部分」で措定された貨幣取扱資本が投ぜられるものとしての貨幣取扱業⁹⁾にとっては、貨幣流通や蓄蔵貨幣の形成は「与えられたものである」ことを示す(S. 332f.)。

9) したがってここでの貨幣取扱業は、理論的抽象的に措定されたそれであって、歴史的具体的なものとしてのそれではない。

次いでマルクスは、貨幣取扱業の社会的な機能効果を指摘する。貨幣取扱業は、①貨幣流通の技術的操作を「集中し短縮し簡単にする」、

②蓄蔵貨幣を「その経済的最小限に縮小するための技術的手段を供給する」、③支払手段や購買手段として機能するのに「必要な貨幣量を減少させる」、と(S. 333f.)。ここでマルクスは、貨幣取扱業が、蓄蔵貨幣としてであれ、支払手段や購買手段としてであれ、ともかく「必要な貨幣量を減少させる」という重要な機能効果をもつことを指摘しているのであるが、われわれの理解ではこの点こそ「貨幣取扱資本」論の要諦でなければならない。ところが、肝心のこのところで、むしろマルクスは最も曖昧なのである。

そもそも貨幣取扱業は誰にとって「必要な貨幣量を減少させる」というのであろうか¹⁰⁾。蓄蔵貨幣の第2形態についてみれば、その取り扱いがいくら貨幣取扱業のもとに集中されても、個別諸資本にとってその必要量が減少するなどということは生じようがない。また、蓄蔵貨幣の第1形態についてみても、支払手段の準備金については個別諸資本にとってもその必要量が減少するということが想定されうるにしても、購買手段の準備金についてはそのような想定は不可能であろう¹¹⁾。むしろ貨幣取扱業が減少させるのは、個別諸資本にとってではなく資本家社会にとって「必要な貨幣量」なのである。そしてこの点にこそ貨幣取扱業の決定的な意義があるのである¹²⁾。

10) 降旗節雄氏は次のように言われる。すなわち、「すでに相互の準備金をたがいに利用しあう関係を予想しなくては、蓄蔵貨幣をたんなる金庫業として保管するだけの機能においては、いかにしても『蓄蔵貨幣を……経済的最小限に縮小する』ことは不可能と考へざるをえない。」(同氏著『資本論体系の研究』青木書店、1965年、289ページ)と。他方、飯田繁氏や竹村脩一氏は、貨幣取扱業が誰にとって必要な貨幣量を減少させるのか、という点をほとんど意識されていないように見える。例えば、飯田繁氏は次のように言われる。「貨幣取扱資本は全資本金階級のために蓄蔵貨幣を保管するという技術的方法によって、各資本家がそれぞれ蓄蔵貨幣を個別的に保管する場合よりもはるかに蓄蔵貨幣の総量を減少させる」(『新訂利子つき資本の理論』日本評論社、1958年、29

—30ページ。傍点—引用者)と。「総量」が減少するためには個別諸資本にとっての個別的な必要量が減少しなければならないこと、言を待たない。また、竹村脩一氏は次のように言われる。「貨幣取扱業者はもっぱら金庫業者として、貨幣流通上の技術的操作用を代行するにすぎないが、しかしそのことによって、流通資本の一形態たる諸準備金が、各個別資本家にとってであり、社会的規模においてであり、縮小される。」(「信用制度の基礎について」大分大学『経済論集』第7巻第4号所収、29ページ。傍点—引用者)と。竹村氏の場合、蓄蔵貨幣の第2形態については全く触れられていない。

- 11) マルクスは、「購買・支払手段のための準備金は、資本家階級全体のために管理される場合には、各資本家によって別々に管理される場合ほど大きくなる必要はないからである。」(S. 333)と述べている。蓄蔵貨幣の第2形態は抜け落ちているのである。
- 12) 深町郁彌氏は次のように言われる。すなわち、「貨幣取扱費用の節約を求めて貨幣の技術的操作用が社会的に集中せしめられること、なかんずく購買・支払手段の出納、それら準備金の保管が集中せしめられることによって、貨幣取扱業のもとで準備金の共同化が生じることになり、その一定部分は利用されず沈澱してくるまでとはいえることができる。」(『所有と信用』202ページ)と。しかし、氏にあっては、そのことは「いうことができる」に止まるのであって、何らかの理論的な意味を有するものではない。それというのも深町氏は、すでに指摘したようにマルクスの「転化」論を「歴史的転化」論に過ぎないものと解され、氏自身の銀行信用論の展開においても、貨幣取扱業の銀行業への転化を歴史的過程としてのみ把握する立場をとっておられるからである(同前参照)。

マルクスは上記の如き貨幣取扱業の社会的な機能効果を論じたのに続けて、「だから、貨幣取扱業は、ここで考察しているような純粋な形態では、すなわち信用制度から切り離したものとしては、ただ、商品流通の一契機としての貨幣流通の技術と、この貨幣流通から生ずるいろいろな貨幣機能とに、関係があるだけである。／＼このことが貨幣取引業を商品取引業から本質的に区別する」と述べて、この「区別」を論じる(S. 334。傍点—引用者)。ここでマルクスが、彼の考察している貨幣取引業が「信用制度から

切り離した」「純粋な形態」でのそれだ、と断っていることの方法論的な意味についてはすでに見たとおりである(後にもなお触れる折がある)。

さて、最後にマルクスは、①「貨幣取引資本が取り扱う貨幣資本の量は、流通のなかにある商人や産業資本家の貨幣資本だということ」、②「貨幣取引業者が行なう操作は、商人や産業資本家の操作が貨幣取引業者によって媒介されるものでしかないということ」(「機能の二重化」)、③「彼らの利潤が剰余価値からの控除でしかないということ」¹³⁾、を指摘して、第19章を閉じている(S. 334)。

- 13) マルクスは、「商品取引資本はそれ自身の流通形態 $G-W-G'$ を示す」のに対して「貨幣取引資本についてはこのような特殊な形態を示すことはできない」としつつも、「資本の一般的形態である $G-G'$ はここにもある」としているのであるが(S. 334)、この点に関連して深町郁彌氏は次のように言われる。すなわち、「貨幣取扱資本が貨幣資本の前貸によって『資本の一般的形態なる $G-G'$ 』をもつことはいうまでもないが、そのためには前提として運動があたえられておらねばならず、このことが貨幣取扱資本が商品取引資本や利子つき資本との結びつきにおいてあらわれる理由である。」(同氏稿「商品取引資本と貨幣取扱資本」宇佐美・宇高・島編『マルクス経済学体系 II』有斐閣、1966年、第3篇V、104ページ)と。貨幣取扱資本が利子生み資本「との結びつきにおいてあらわれる理由」は、これを理論的に言うなら、貨幣取扱資本が $G-G'$ という一般的形態しかもたず特殊な流通形態をもたないからでは決してないのであって(銀行資本は $G-G'$ という一般的形態しかもたない、ということ想起せよ)、貨幣取扱資本が利子生み資本に転化すべき貨幣群を自ら創出するからにはほかならない。

〔Ⅲ〕 「転化」論の解明

(1) 「貸付可能な貨幣」の形成

上に見るように、第19章における貨幣取扱資本の範疇規定そのものは極めて明快だと言ってよいのであるが、しかしマルクスは、貨幣取扱資本が、蓄蔵貨幣としてであり、支払手段や購

買手段としてであれ、ともかく「必要な貨幣量を減少させる」という重要な機能効果をもつことを指摘しながら、それ以上の説明はしておらず、むしろ彼の叙述はその肝心のところで最も曖昧でさえあった。そしてかかる曖昧さが、後の第25章で貨幣取扱資本の銀行資本への転化を論ずる段に至ると、マルクスをして、貨幣取扱資本と銀行資本との論理的な連関を指示すべき肝心要の点を、「結びついて」という漠然とした表現だけで素通りせしめたのではないかとさえ思われるのである。

しかしすでに示唆しておいたように、貨幣取扱資本が減少させるものは、資本家社会にとって「必要な貨幣量」である。貨幣取扱資本は如何にしてこれを減少させるのか。また、資本家社会にとって「必要な貨幣量を減少させる」ことは、理論的に如何なる意味を有するのか。これらの論点を十分に説明してあったとすれば、「転化」論もよほど明瞭になっていたはずなのである。そこでわれわれは、以下において、そうした論点の説明を試みたいと思う。

A

それが購買手段として機能するのであれば、支払手段として機能するのであれば、「貨幣の行なう純粋に技術的な諸運動」を貨幣取扱資本が媒介しうるためには、そうした機能を予定された貨幣（蓄蔵貨幣の第1形態）が貨幣取扱資本の手中に移されているのでなければならない¹⁹⁾。貨幣取扱資本は、個別諸資本にとって蓄蔵貨幣の第1形態にある貨幣を個別諸資本から預かり、彼らのために純粋に技術的な諸操作（貨幣の受け払い等）を代行するのである。しかしその場合、貨幣取扱資本は個別資本Aの支払いの代行を、Aから預かった当の貨幣で為す必要はない。彼は支払いを代行すればそれでよいのであって、例えば個別資本Bから預かっている貨幣で、個別資本Aのために支払いという操作をしてやっても、一向に差し支えないのである²⁰⁾。こうして、一方では個別諸資本の蓄蔵貨幣（第

1形態）が貨幣取扱資本の手中に集中されており、他方では、「それは臭くない」ために貨幣取扱資本はどの個別資本から預かっている貨幣でどの個別資本のための支払操作をしようと自由であるし、自己の手中での諸支払いの相殺も可能なのであって、彼は彼自身にとっての貨幣取扱費用を節約するためにもこの自由や可能性を利用しないではないのであるから、貨幣取扱資本の手中に集中された貨幣は、その一部分の流通速度が増大せしめられ、その結果として他の一部分の流通速度がゼロになる——すなわち沈澱してくる——ことにならざるをえない²¹⁾。

- 1) 小林威雄『貨幣論研究序説』（青木書店、1965年）141ページ参照。
- 2) この点をどう理解するかは理論展開の一つの分岐点をなす。われわれは、ここでは、個別資本が貨幣取扱資本に貨幣を預ける場合、彼が求めることは、彼の指図に従って貨幣取扱資本が彼に代わって遅滞なく支払いをなしてくれるということ、また彼が返還を要求した時に貨幣取扱資本が彼に速やかに然るべき額の貨幣を返還するということ、これだけだ、と想定している。言い換えれば、個別資本が求めているのは、彼が預けた当の貨幣で支払いがなされるということや、彼の預けた当の貨幣が返還されるということではない、と想定しているわけである。

このような想定の下では、寄託者たる個別資本は彼の預けた当の貨幣に対する処分権をその貨幣を預けた瞬間から失い、代わりに、彼の要求次第同額の貨幣を給付することを貨幣取扱資本に要求する権利、すなわち同額の貨幣債権をもつことになり、逆に受寄者たる貨幣取扱資本は、貨幣を預かった瞬間からその貨幣に対する処分権を得るとともに同額の貨幣債務を負うことになる。法的な意味での債権・債務関係は、すでにここに成立しているのである。

これに対して、例えば高田太久吉氏は次のように言われる。すなわち、「保管委託という関係のもとでは、貨幣は貨幣取扱資本の金庫に集中されているけれども、貨幣の所有権そのものは貨幣取扱資本のものではない。集中された貨幣の処分権は完全に顧客によって確保されているのであり、貨幣取扱資本は、単にその保管を委託されているにすぎない。」（同氏稿「貸付資本（その一）——貨幣取扱資本のもとへの蓄蔵貨幣の集中——」中央大学『商学論叢』第22巻第4・5・6号合併号

所収、163ページ。傍点一引用者）と。言うまでもなく、顧客が彼の預けた当の貨幣に対する所有権＝完全な処分権を確保しうするためには、彼は、この貨幣に目印をつけておくか、またはこの貨幣を厳封しておくか、いずれにしても、貨幣取扱資本によって彼の代わりに支払われた貨幣または貨幣取扱資本が彼の要求に応じて返還した貨幣が、真実彼の預けておいた当の貨幣であることを確認しうる手段を講じておかなければならない。だが、顧客は何のためにかような手間をかけなければならないのであろうか。

高田氏が上のように言われるのは、氏が、「貨幣取扱資本がこの貨幣（「顧客から預託を受け、金庫に保管している貨幣」——引用者）を貸付資本に転化するためには、一方で顧客が必要とする場合にはいつでも預入された貨幣の返却が保証され、他方では、預入された貨幣そのものの処分権（所有権）は貨幣取扱資本に移転される、という関係が成立しなければならぬ」のであるが、そのような関係は「預金取引」において初めて成立する、というふうに考えておられるからである（同前、163—164ページ参照）。しかし、すでに述べたように、貨幣取扱資本と顧客との関係を法学で言う「封金寄託」の如き特殊な関係として想定するのでない限り、「一方で顧客が必要とする場合にはいつでも預入された貨幣の返却が保証され、他方では、預入された貨幣そのものの処分権は貨幣取扱資本に移転される、という関係」は、貨幣取扱業務の内にすでに成立しているのである。

なお、川合一郎『管理通貨と金融資本』（有斐閣、1974年）23—24ページおよび我妻榮『債権各論』中巻（1・2）（岩波書店、1957年・1962年）第3章第5節・第11節参照。

- 3) 川合一郎『資本と信用』（『川合一郎著作集』第2巻、有斐閣、1981年・原著の初版は1954年）67ページ参照。

蓄蔵貨幣の第2形態について見ても同様である。資本の再生産過程においては蓄蔵貨幣は、一方では日々形成されており、他方では日々取り崩されているのであるが、かかる「貨幣が行なう純粋に技術的な諸運動」を媒介するものとしての貨幣取扱資本の立場から見れば、一方では蓄蔵貨幣として機能すべき貨幣が彼の手中に日々流入し、他方では蓄蔵貨幣の形態をとっていた貨幣が彼の手中から日々流出してゆく⁴⁾。この場合も、貨幣取扱資本は個別資本Aが求める貨幣の返還を、かつてAから預かっていた当

の貨幣で為す必要はない。貨幣取扱資本は例えば個別資本Bからいま預かったばかりの貨幣でAの返還要求に応じてよいのであって、ここでも彼は彼自身にとっての貨幣取扱費用を節約すべく貨幣の完全な代替性を利用する。したがって蓄蔵貨幣の第2形態についても、貨幣取扱資本の手中に集中されている貨幣は、その一部分の流通速度が高められ、その結果として他の一部分の流通速度がゼロになる——沈澱してくる——ことになるのである。

- 4) 貨幣取扱資本に貨幣が寄託されるということ自体を否定されて、山口重克氏は次のように言われている。すなわち、「貨幣の保管等の取扱業務は外部に移譲されて集中されればその費用を節約しうる性質をもつものであるが、貨幣という特殊な商品の取扱いは、たんにそれのみを専門的に行なうだけの私的資本に委託するにはあまりにも危険が大きすぎる。その資本が他方で与信活動を行なっていてはじめて委託が行ないうるのである。」（同氏他『現代金融の理論』（時潮社、1971年）第1章「金融の原理的機構」16—17ページ）と。しかしこれは、まるで、律義な庶民と羽振りのよい金持ちのどちらに金を預けるのが安全かを問題にするようなもので、およそ「原理論」の埒外の問題ではあるまいか。われわれはむしろ貨幣取扱業者は「与信活動」を禁止されたという史実を想起したい（高木暢哉『銀行通論』第4章・第5章、渡辺佐平『金融論』（岩波書店、1954年）第1篇第3章第1節参照）のであって、「他方で与信活動を行なって」いる私的資本に委託されうのと同様に「たんにそれのみを専門的に行なう私的資本」にも貨幣取扱業務は「移譲されて集中され」うと理解したい。

なおこの点に関連して芳賀健一氏が「貨幣保管の寄託とこれに結びついた収受事務の委託には、この操作を一つの機能とする資本家の支払能力にたいする個々の資本家の側からする信認の存在が不可欠である。しかし信認の問題は第19章では全く考察から欠落し」（傍点一引用者）ているとしてマルクスを非難されているのは、全くの見当違いだと言わなければならない。「支払能力」を問題にされなければならないのは山口氏のいわゆる「他方で与信活動を行なって」いる私的資本についてなのであって、マルクスの言う貨幣取扱資本について問題になるのは——この貨幣取扱資本は未だ寄託された貨幣を（その総額についてみれば）金庫から持ち出すに至っていないのであるか

ら——「支払能力」ではなく支払意志でしかないのである。芳賀健一「銀行信用の必然性」（『金融経済』第183号所収）43ページ参照。

B

以上に見るように貨幣取扱資本は、蓄蔵貨幣の第1形態および第2形態にある貨幣の一部分の流通速度を高め、他の一部分を沈澱せしめるのであるが、この沈澱部分は、量的には勿論資本の再生産過程に規定された存在であっても、質的に見れば、資本の共同行為によって社会的に遊離せしめられているのであり、資本の再生産過程からは自立した存在なのである。貨幣取扱資本は、資本の流通過程で「貨幣が行なう純粋に技術的な諸運動」の媒介という技術的な諸操作を、したがってまたそのために蓄蔵貨幣を、個別諸資本の手から自己の手中に移転し集中することによって、蓄蔵貨幣に対する個別諸資本の所有権——と言ってもそれはここではすでに債権に転化しているのではあるが——を何ら侵犯することなく、しかも個別諸資本の所有には絶対に属さない純粋に社会的な定在としての貨幣群を創出するのである。このような貨幣群にして初めて、まさしく文字通りの資本家階級の「共同的要素」⁵⁾に転化しうるのであり、貸付可能な貨幣たりうるのである⁶⁾。

5) Karl Marx, *Theorien über den Mehrwert* (Vierter Band des „Kapitals“), 3. Teil, in *Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Band 26, 3. Teil, S. 457. 『マルクス＝エンゲルス全集』第26巻第3分冊(岡崎次郎・時永淑訳) 601ページ。

6) 川合、前掲書、67—68ページ参照。もっとも、川合氏の体系には「貨幣取扱資本」範疇は存在しない。それというのも、氏の体系においては、銀行は次のようにして登場せしめられるからである。すなわち、「歴史的には産業資本の成立以前から存在していた銀行が、いまや、社会的規模での信用の象徴の受止め手というかかる任務を負託されるにいたるのは、それまで銀行の果していた貨幣取扱業務によるのである。」(同前、63ページ。傍点—川合氏)というふうに。

しかし、川合氏が「貨幣取扱業者たる銀行」(同前、104ページ)について論じておられることは、その内容から見れば、むしろ「貨幣取扱資

本」論とさるべきものである。

なお、荒井正夫『信用の基礎理論』(未來社、1967年) 39ページ以下参照。

たしかに、蓄蔵貨幣は個別諸資本にとっても、各個の再生産過程から個別に遊離した存在ではある。しかし、蓄蔵貨幣の第1形態は、あくまでも個別産業資本がその回転のうちにとらなければならない姿としての貨幣資本の、「流通によって規定され、流通のために規定された一機能」⁷⁾にはかならないのであるし、蓄蔵貨幣の第2形態も、個別産業資本の回転・循環によって直接に規定された貨幣資本の一機能形態にはかならないのである。

7) K. II, S. 81.

特に蓄蔵貨幣の第2形態について言えば、例えば、10年の耐用年数をもつ100万円の機械を稼働させている産業資本家は、その機械を稼働させはじめてから1年後には、償却基金として10万円を持っているであろう。しかしその時点で、その10万円は残りの9年間を償却基金として過ごしようという保証を与えられているわけではない。他の資本家たちとの競争が、5年後にはその機械の更新を強制して、あるいは1年後には同種機械の増設を誘って、その10万円を再生産過程に呼び戻すかもしれない。その10万円が再生産過程に呼び戻されるのは、あるいはそんなに先のことではないかもしれない。彼の資本の循環は、いつ何刻思わぬ攪乱にさらされないとも限らないからである。いくら遅くともその日までには売れると思っていた彼の生産物が、その日になってもまだ売れていないかもしれない。また、いくら高くてもそれよりは高くなるまいと思っていた原材料が、思わぬ高値を呼ぶことがあるかもしれない。このように、販売時間の遅延が通常予測される限度を越えたり、価格騰貴が通常予測される限界を突破したりした場合には、かの10万円は(その全額が、ではないにしろ)ただちに再生産過程に立ち戻らなければならないかもしれないのである。そしてこういう事情にあることは、利潤の積立部

分でも同断であろう⁸⁾。

- 8) 「貨幣蓄積財源は、循環の攪乱を調整するための準備金として役立つのである。」(ebenda, S. 89.)

勿論、そうは言っても、個別諸資本が、自己の所有する蓄蔵貨幣の遊休期間について一定の判断を持ち、その期間内での貸付に応じうる、ということを含く否定しているわけではない。ただ、例えば柴田信也氏のように、「貨幣が平均利潤を生む能力をもつという『追加的使用価値』を与えられて商品化すると、産業資本家および商業資本家同志間に、この資本という商品が売買＝貸借され合う関係が発生し、一般化してくる。」⁹⁾(傍点一引用者)とすることはできない、ということをおかれは強調したいのである。柴田氏自身、別の機会に、「しかし、借手、貸手双方を利するかかる遊休貨幣資本の産業資本家間での融通も、それが個々の資本家間で直接に行なわれるかぎり、大きな障壁に遭遇せざるをえない。第1に、需給額の量的不一致がある。……借手の必要額を貸手が恰度に満たしうるのは困難であろう。しかも第2に、需給間での貸借期間をめぐる時間的不一致が考えられる。ここでも借手の要求と貸手の都合とが正確に一致することはまず偶然を除いてはありえない。」¹⁰⁾(傍点一引用者)とされているとおりなのであって、「産業資本家および商業資本家同志間に」遊休貨幣資本の貸借関係が一般的に成立するものと想定することは、到底できないのである。

- 9) 柴田、前掲論文、13ページ。

なお、柴田氏はマルクスの「利子生み資本」論における「貨幣資本家」の何たるかを解明されようとしてこう言われているのであるが、「貨幣資本家」が柴田氏の主張される如くに理解されなければならぬとすれば、それはむしろ、マルクスの「利子生み資本」論そのものが実は問題なのだ、ということではかないのではあるまいか。この点については、しかし、別の機会に論じてみることにしたい。

- 10) 同氏稿「『資本論』における信用制度論」(東北

大学『研究年報 経済学』第29巻第1・2合併号所収) 32ページ。

個別諸資本の所有する蓄蔵貨幣は、単に遊休するはずのものであり、結果として遊休するだけなのであって、たとえその第2形態にある貨幣といえども、そのままでは決して貸付可能な貨幣たりえないのである。

個別諸資本の手から貨幣取扱資本の手に蓄蔵貨幣が移転され、社会的に集中され集積されることによって初めて、蓄蔵貨幣は変成を遂げうる。

社会的に見れば、一連の個別資本にとっての個別的事情による蓄蔵貨幣の増減は、反対方向での他の一連の個別資本にとっての蓄蔵貨幣の増減によって、多かれ少なかれ相殺される。貨幣取扱資本の管理する蓄蔵貨幣のプールでは、その表層に変転常ない貨幣の流れがあり、その流れの深さも変化するにもかかわらず、その流れのさらに下層には、その流れの深さにつれて干満がないわけではないにしても、沈澱して不動化した貨幣が堆積される。蓄蔵貨幣のうちこの不動化され堆積された沈澱部分は、もはや単なる蓄蔵貨幣なのではない。それは、資本の再生産過程から初めて自立しえた貨幣群なのであり、言わば、個別諸資本の所有には絶対に属さない資本家社会の蓄蔵貨幣なのである。それゆえそれは、資本家階級の「共同的要素」に転化しなければならぬ。貨幣取扱資本が初めて、階級の「共同的要素」に転化すべき貸付可能な貨幣群を形成せしめる。——ここにこそ「貨幣取扱資本」論の要諦はあったのである。

(2) 貨幣取扱資本の銀行資本への転化

A

上述の如く、貨幣取扱資本が初めて資本の再生産過程から社会的に自立した貨幣群を創出するのであり、かかる貨幣群にして初めて階級の「共同的要素」たるべき貸付可能な貨幣たりるのであるが、しかし、そこからただちに信用

論を展開しようというものではない¹¹⁾。言うまでもなく、信用関係そのものは、まず資本の流通過程の内部で、自然発生的に商業信用として形成されるのだからである。

- 11) この限りでは、マルクスの「利子生み資本」論における「貨幣資本家」を貨幣取扱資本の直接の発展とみることはできない、とされる柴田信也氏の見解(前掲「利子生み資本と信用制度」参照)にわれわれも同意しよう。ただわれわれとしては、柴田氏と違って、『資本論』における「利子生み資本」論をそのままでは是認することができないのである。したがってまた、商業信用を前提とすることなく貨幣取扱業の銀行業への転化を説かれ、商業信用を基礎とすることなく「近代的銀行業」の確立を論ぜられる荒井正夫氏の方法(前掲書49ページ以下参照)にもわれわれは与しえない。

商業信用は、売り手にとっては販売時間を確定させるものとして、買い手にとっては、さもなくば彼の商品資本が貨幣資本に転態するまでの期間中も生産を継続するために必要としたであろう流通資本としての貨幣資本の準備を、一部不要ならしめるものとして、形成される。しかし、商業信用は、商業流通といえどもこれを全面的にカバーしようというものではない。商業信用の連鎖は当事者の個別資本的事情(手形条件の不一致など)によってしばしば遮断されざるをえず、それらの各断点ではやはり現金支払が必要とされる。また、商業信用は労働力商品の売買については絶対的に形成されえない。そこで絶対的に現金売買が必要とされる。そして労働力商品の売買について商業信用が形成されえないということは、商業流通における商業信用の連鎖の断絶の有力な一因でもある¹²⁾。

- 12) 鈴木鴻一郎編『経済学原理論 下』(東京大学出版会、1962年)は、商業信用の限界を専ら手形流通の限界に求められて、次のように言われる。すなわち、「もちろん、商業信用は、その性質からいって、資本家と労働者のあいだ、および資本家と直接消費者のあいだの取引にはおよびえないが、しかしこれは商業信用の固有の限界をなすものではない。商業信用の固有の限界は、むしろ、商業手形の流通が、特定の使用価値を有する商品

の信用売買と不可分の関係にあるという点で、根本的に制約されているというところにある。」(同書、359ページ)と。

だが、商業流通においては「特定の使用価値を有する商品」しか売買されていないのであるから、「商業手形の流通が、特定の使用価値を有する商品の信用売買と不可分の関係にあるという点で、根本的に制約されている」としても(そしてまさにそのとおりなのであるが)、そのこと自体は商業流通における商業信用の形成を何ら制限するものではない。

商業流通における商業信用の形成を制限するものは、①売買される商品が売り手にとって不変流動資本の価値補填部分を表示する場合には、買い手の呈示する手形条件が売り手の許容しうるそれと合致しない、ということであろうし、②売買される商品が売り手にとって可変資本の価値補填部分を表示する場合には、やはり手形条件の不一致か、または、商業手形は一般的流通に入りえず、貸金支払に充当しえない、ということか、どちらかであろう。とすれば、「商業信用は、その性質からいって、資本家と労働者のあいだ、および資本家と直接消費者のあいだの取引にはおよびえない」ということもまた、「商業信用の固有の限界をなすもの」であると言わなければならないであろう。

かように、商業信用は労働力商品の売買においてのみならず、商業流通においてさえも必ずしも現金支払の必要を排除しうるものではないということは、流通資本としての貨幣資本の節約というそれ本来の機能を果たす上で、商業信用が絶対的に超ええない限界をもつものであることを意味する。かくて商業信用の連鎖の断絶によって商業信用の一方的な供与者の地位に立つに至った産業資本は、自らもまた流通資本としての貨幣資本を節約しえんがためには、今や彼の手中で商業手形の姿をとっている資本価値を、貨幣形態に転化せしめなければならない。

しかし、この転態を媒介しうる者、すなわち貨幣信用を与えうる者は、産業資本家(および商業資本家)の内にはいない。すでに見たように、産業資本家(および商業資本家)たちはそれぞれ、ある期間遊休するはずの蓄蔵貨幣を擁しているにもかかわらず、それらの蓄蔵貨幣がそれぞれ個別資本の循環・回転に直接規定され

た貨幣資本の一機能形態に過ぎないために、彼らは相互に貨幣信用を与え合うということができないのである。

貨幣信用を与えうる者は、個別諸資本の回転・循環から独立した貨幣＝資本家階級の「共同の要素」に転化する貨幣を擁する者でなければならない。ここに貨幣取扱資本が、自らの手中で自らの技術的諸操作によって初めて資本の再生産過程から社会的に自立せしめた貨幣群を擁して、商業信用の連鎖の断絶によって商業信用の一方的な供与者の地位に立つに至った産業資本に、その所有する商業手形を割引くという形式で貨幣信用を与える者として、登場する¹³⁾。とはいえ、ここではすでに、貨幣取扱資本は貨幣取扱資本という規定に止まりうるものではなく、なっているのであって、それは、貨幣取扱業務とともに貸付業務を営む者として、銀行資本という新たな規定を受け取らなければならないのである。と同時に、貨幣取扱業務もまた銀行業務として規定し直されなければならない。

13) 深町郁彌氏は次のように言われる。すなわち、「貨幣取引業は、商品取引にともなう貨幣の受け払い、両替、準備金（蓄蔵貨幣の第1形態）、遊休貨幣資本（蓄蔵貨幣の第2形態）の保管などを通じて貨幣を集中する。ところが、社会的な準備金の集中・共同化が進むことによって、貨幣取引業者の手に常時使用されない準備金の沈澱部分が生ずるにいたると、かれはその部分を利子をとって貸し付けるようになる。」（同氏稿「信用と架空資本」岡崎栄松・松岡寛爾・深町郁彌編『解説資本論(3)』有斐閣、1979年、第5篇第25章、190ページ）と。だが深町氏は、これを歴史的過程の素描として与えておられるに止まる。

深町氏は言われる。「資本主義的生産の基礎のうちでは、貨幣は可能的資本であり、そのようなものとして『商品』となる。それが現実に資本としての機能を発揮するためには、まず『商品』として非所有者に譲渡されなければならない。」（同前）と。問題は、如何なる貨幣が、如何なる条件の下で「商品」になるか、ということである。先に見たように、柴田信也氏は、「貨幣が平均利潤をもつという『追加的使用価値』を与えられて商品化すると、産業資本家および商業資本家同志間

に、この資本という商品が売買＝貸借され合う関係が発生し、一般化してくる。」と言われ、平均利潤が成立すればただちに蓄蔵貨幣は「商品」になるとされた。同様に深町氏も、「資本の循環運動に由来する蓄蔵貨幣のかたちをとる貸付可能な貨幣の形成にともなう、再生産過程にある個別機能資本家が、貨幣資本家という新たな規定を受けとる」（傍点＝引用者）と言われ、そこに「貨幣信用」の成立を認められる（『所有と信用』196―197ページ）。ただ柴田氏と違って深町氏は、蓄蔵貨幣の第2形態にある貨幣は平均利潤が成立すればただちに「商品」となるけれども、第1形態にある貨幣はただちに「商品」になることはできない、とされる（同氏稿「利子生み資本」島・宇高・大橋・宇佐美編『新マルクス経済学講座 1』有斐閣、1972年、第11章、309ページ参照）。かくて深町氏の論理においては、『資本論』におけるような「貨幣取扱資本」範疇は成立しえないことにならざるをえない。言うまでもなく、すでに利子生み資本化している蓄蔵貨幣の第2形態にある貨幣が、利子を得ることなしに他人に寄託される、などするのは背理だからである。深町氏に「歴史的転化」論しかないのは、この意味で当然のことなのである。

銀行の貸付業務にとっては、今や貨幣取扱業務は貸付可能な貨幣を形成するための手段ともなるのであって、銀行は貸付可能な貨幣をより多く創出するために、貨幣取扱業務の自己の手中へのいっそうの集中に努めなければならない。しかし、どの銀行にとっても事情は同じなのであるから、ここに貨幣取扱業務の集中のための競争が生ぜざるをえない。その結果、貨幣取扱資本の下で理論的に成立するものとされた貨幣取扱業務は、銀行資本の下では銀行の預金業務をなし、その一部は当座預金業務として依然貨幣取扱業務たり続けるのであるが、他の一部は利付預金業務として信用取扱業務に転化するるのである¹⁴⁾。

14) 預金利子を成立させるものは直接的には銀行間の競争である。この競争がなければ預金に利子が付されることもなく、預金に利子が付されなければ預金業務は貨幣取扱業務たるに止まる。

こうして銀行資本は、いっそう具体的な規定においては、預金業務（貨幣取扱業務としての

当座預金業務および信用取扱業務としての利付預金業務)によって資本家階級の「共同的要素」たるべき貸付可能な貨幣群を創出し、これを手形割引の形式で機能資本家たちに貸し付ける者として現われる。銀行の手中に銀行の預金債務に対応して集積された貨幣が、今や銀行自身にとっては、預金債務に対する支払準備金と貸付可能な貨幣とに分離しているわけである。銀行はこの貸付可能な貨幣を、自己の所有に属する貨幣として貸し付ける¹⁵⁾。貨幣信用としての銀行信用の成立である¹⁶⁾。

- 15) こうして現実に貸付が行なわれれば、預金債務に対応する貨幣はもはや存在しないのであって、預金は仮空化する(三宅義夫『マルクス信用論体系』日本評論社、1970年、参照)。したがって、貸付可能な貨幣の形成とは預金の仮空化に対応する仮空資本の形成にほかならないのであるが、ここではまだ仮空資本が現身の貨幣の姿をとっている、という逆説的な事態に留意しなければならない。銀行信用の展開は、仮空資本の仮空化をさらに進めるのである。
- 16) 周知のとおりマルクスは、銀行信用を「銀行業者によって産業家や商人に与えられる貨幣貸付」(K. III, S. 496)・「本来の貨幣信用」(ebenda, S. 501)と規定している。

B

だが、銀行信用が貨幣信用であるということ、を、例えば宇野弘蔵氏の所説¹⁷⁾におけるが如くに、手形割引に際して銀行は必ず現身の貨幣を引渡す、というふうに機械的に解してはならない¹⁸⁾。

銀行は貨幣取扱業務(当座預金業務)を合わせ営んでいるのであり、割引依頼者は一般に彼が貨幣取扱を委託している銀行に手形割引を求めるのであるから、銀行が手形割引という形式で貸し付けた貨幣は、一旦は割引依頼者名義の当座預金をなすものとしなければならない¹⁹⁾。つまり銀行は、貸付業者としての資格においては、自己の所有に属する貸付可能な貨幣を手形割引によって割引依頼者の所有に属する貨幣に現実に変化せしめる(つまりは貸し付ける)と

ともに、貨幣取扱業者としての資格においては、この貸し付けられた貨幣(=割引依頼者の所有に属する貨幣)を割引依頼者名義の当座預金として預かるのである。

- 17) 宇野弘蔵編『資本論研究 V』(筑摩書房、1968年)370-372 ページ参照。
- 18) マルクスの言う「貨幣信用」が「現金で貸付られるさいだけをとくに指摘しているのではない」という点については、三宅、前掲書、107ページ参照。
- 19) すでに指摘したように、川合一郎氏は貸付可能な貨幣の形成という点では「貨幣取扱業者たる銀行」の側面を正当にも重視されるのであるが、その川合氏でさえ、銀行による貸付の段になると、専ら発券による貸付としてのみ論じられる。そして当座預金業務が前面に出てくるのは、発券集中によって発券銀行と異なる預金銀行が成立する段階においてである。だが、発券集中以前の発券銀行は発券と兌換しかせず、貨幣取扱業務(=当座預金業務)をしない、などと想定すべき理由はないのではあるまいか。

かかる当座預金を、今仮に派生的当座預金と呼ぶことにすれば、勿論、割引依頼者が貸し付けられた貨幣を例えば賃金支払に充用する等の場合には、この派生的当座預金は早晚現身の貨幣の形態で引き出されるであろう。けれども、割引依頼者が、貸し付けられた貨幣を例えば原材料の購入に充用する等の場合には、この派生的当座預金は必ずしも現身の貨幣の形態で引き出されるとは限らない²⁰⁾。

- 20) この「派生的当座預金は必ずしも現身の貨幣の形態で引き出されるとは限らない」という点を、手形割引は専ら発券によってのみ行なわれるのであり、手形割引に際して発行された銀行券がその割引手形の満期日以前に兌換請求を受けることは絶対がない、という形で一面的に強調されるのが、山口重克氏らの発券割引説である。

例えば、山口氏は次のように言われる。すなわち、「自己の債務証書によって割引きができれば、割引手形の満期に返済還流があるかぎり、自己の債務にたいする支払請求があっても基本的には還流貨幣で応じうるわけであるから、不渡り準備金があれば自己の債務の支払準備としては十分である」と(同氏稿「金融の原理的機構」同氏他

共著『現代金融の理論』（時潮社、1971年）第1章、15ページ）。

「割引手形の満期に返済還流があるかぎり、自己の債務にたいする支払請求があっても基本的には〔というのは、不渡りが生じない限り、という意味である〕還流貨幣で応じうる」と言いうるためには、「自己の債務にたいする支払請求」は絶対に「割引手形の満期」以前には生じない、ということが保証されていなければならない。然るに、勿論、そんな保証は元来全然ありえないのである。

例えば、割引依頼者Aに原材料を販売すべき機能資本家Bが、Aに商業信用を与えないとはいえ、必ずしも現身の貨幣を（すぐ）必要としているわけではない、という場合には、Bは小切手または銀行券と引き換えにAに商品を販売してもよいのである。この場合、Bが小切手または銀行券の受領で済ませるのは、貨幣取扱費用（現身の貨幣を受け取る場合に生ずる持ち運びや保管の手間と危険）を節約するためである。その点はAについても同断なのであって、Aも、A自身にとっての貨幣取扱費用を節約するために、Bが小切手を受け取ってくれる限りでは小切手で済ませ、Bが銀行券を要求する場合には当座預金を銀行券の形態で引き出し、この銀行券でBに支払う。いずれにしても、こういう場合には、手形割引によって銀行は現実に貨幣を貸し付けるにもかかわらず、貸し付けられた貨幣そのものは銀行の庫中に出ることがないのであって、単にこの貨幣に対する請求権が移転することによってA・B間の取引が完了せしめられるのである²¹⁾。

21) ここでは、BもAと同じ銀行に当座預金勘定をもつものと想定している。また、この段階での銀行券は未だ「本来の信用貨幣」たるものではなく、単なる貨幣預り証の一形態でしかない。

このように、銀行によって貸し付けられた貨幣は、現身の貨幣の形態で充用されることもあれば、単にそれに対する請求権の形態で充用されることもあるわけであるが、銀行による手形割引が反復され大量化されてくると、手形割引

によって貸し付けられた貨幣のうち、その割引手形の満期日までに現身の貨幣の形態で銀行から流出する部分の比率、すなわち、手形割引の結果として銀行が負うに至った派生的債務（派生的当座預金およびその転化したものとしての銀行券）のうち、その割引手形の満期日までに現身の貨幣での支払いが求められる部分の比率が、ある程度の安定性を示すようになる。そうすると、貸し付けられた貨幣のうち、派生的債務の残高（派生的当座預金の残高および銀行券の発行残高）に対応して銀行の庫中に止まっている部分²²⁾は、再び、派生的債務の残高に対する支払準備金と貸付可能な貨幣とに分離する²³⁾。かくて銀行は再びこの貸付可能な貨幣を手形割引の形式で貸し付け、その貸し付けられた貨幣の一部は現身の貨幣の形態で銀行から流出し、銀行の派生的債務の残高に対応して銀行の庫中に止まる他の部分は、三度、派生的債務の残高に対する支払準備金と貸付可能な貨幣とに分離する、……ということが繰り返されていく²⁴⁾。

22) 実際には、割引依頼者AがBに小切手で支払えば、当座預金がAからBに振り替えられ、貸し付けられた貨幣は預け入れられた貨幣に転化するのであるが、その点はここでは無視する。

23) 貸し付けられた貨幣のうち、現身の貨幣の形態で銀行から流出していく部分は（その全部が、ではないが）預金としてその銀行に還流してくるのであるが、その点もここでは無視する。また、銀行券の還流についても敢えて触れないでおく。

24) かかる過程の把握については、川口弘『金融論』（筑摩書房、1966年）第3章に示唆を得ている。

その結果、銀行の保有する貨幣は凡て債務残高（預金残高および銀行券発行残高）に対する支払準備金に転化してしまい、銀行の庫中には貸し付けられた貨幣でさえもはや微塵も残存していないということになってしまうのであるが、それにもかかわらず、かく仮空化した貨幣請求権（派生的当座預金および銀行券）が商業流通の部面で転転流通する。こうなると、銀行の保有する貨幣量の増減は単に支払準備金の過

剰または不足としてのみ現われてくるのであって、今、支払準備金の過剰が生じるとすれば、この過剰分の貨幣は、もはや貸付可能な貨幣として現われるのではなく、手形割引の新たな拡大による債務残高の増加分に対する支払準備金たるべきものとして現われることになるのである。今や銀行は、貸付可能な貨幣を貸し付けるという仕方ではなく、初めから、対応する貨幣の存在しない仮空の自己宛債務を創出して貸し付ける（当座預金の設定およびその転化したものとしての銀行券の発行）という仕方、手形割引を行なうのである²⁵⁾。

25) かような仕方で貸付が行なわれうるのは、無論、銀行の債務が、本来商業信用の連鎖が形成され商業手形が「本来の商業貨幣」(K. III, S. 413)として機能すべき部面において、商業手形（商業貨幣）に代わる「本来の信用貨幣」(ebenda)として転転流通し、その間に債権・債務が次々と相殺されていくからである。

かくして、仮空資本（仮空の自己宛債務）を自ら創出して貸付を行ない、自己の保有する貨幣はこれを自己の負う債務残高に対する支払準備金とするという仕方で営まれるものとして、銀行業が確立される。その場合、支払準備金たるべき貨幣は主として利付預金業務によって集積されるのであるから、銀行の「基本的」・「本来的」・「本質的」な業務は信用取扱業務である、と言ってよいような現象がここに確立されているわけである。しかし、信用取扱業務が如何にきらびやかに見えようとも、それはあくまでも銀行業の半面でしかない。銀行は他の半面において依然として貨幣取扱業務を営んでいる（銀行が貸付業務を行なっているからといって、機能資本にとって貨幣取扱費用の問題が消えてなくなるわけではない）のであり、貸付資本としての仮空資本の創出は、貨幣取扱業務としての当座預金業務にその根柢の一半を有しているのである。

言うまでもなく、銀行が当座預金の設定という仕方で貸付を行なうのは、①銀行がすでに貨幣取扱業務としての当座預金業務を行なっ

ており、②その当座預金業務は当座預金残高に対応する貨幣の存在を必要としないということを示しているために、③銀行はそれに対応する貨幣を現実に保有することなしに、貸し付けた貨幣をそのまま当座預金として預かったものとして処理しうる、からである。そして一旦設定された当座預金は、現実に貨幣が預け入れられることによって生ずる当座預金と混和してしまうのであって、その処理はやはり貨幣取扱業務でしかないのである。

銀行業を貨幣取扱業務と信用取扱業務との「一体化的結合」において把握すること——これが、マルクスの「貨幣取扱資本」論を合理的に理解するための α であり ω である。

む す び

以上われわれは、マルクスの「貨幣取扱資本」論についてのわれわれの理解を呈示してみたのであるが、そこでわれわれが強調したかった諸点をここに改めて整理し、以て「むすび」としたい。

本稿においてわれわれが強調したかった諸点は、以下のようなものである。

- (1) 銀行業は、貨幣取扱業務と信用取扱業務との「一体化的結合」において成立している。
- (2) 貨幣取扱業務と信用取扱業務とは、それぞれ、資本の運動の異なった契機に立脚しており、考察されうる抽象のレベルを異にしている。それ故マルクスは、それぞれを分離して、それぞれに相応しい論理段階において考察しているのである。
- (3) 貨幣取扱業務は、資本の流通過程で「貨幣が行なう純粋に技術的な諸運動」に立脚して成立するものであり、その限りでは、貨幣取扱業務とそれに投下されるものとしての貨幣取扱資本は、自立的に存在しうるものとして措定されなければならないのであるが、貨幣取扱業務は資本の再生産過程から理論上初めて社会的に自立した貨幣群を形成せしめざるをえず、そのため貨幣取扱資本は、上向した論理

段階においては銀行資本に転化せざるをえないのである。

- (4) 商業信用の限界は貨幣信用の成立を要請するが、貨幣信用を与えうる者は貨幣取扱資本においてほかにはない。それというのも、貸付可能な貨幣として理論上最初に現われうるのは、貨幣取扱資本の手中で資本の再生産過程から社会的に自立せしめられた貨幣群以外にはありえないからである。
- (5) しかし、貨幣信用が成立する論理段階では、貨幣取扱資本は銀行資本という新たな規定を受けねばならず、それとともに貨幣取扱業務も銀行業務として規定し直されざるをえない。
- (6) かくして、預金業務によって貸付可能な貨幣を形成し、これを手形割引の形式で貸し付ける者として、銀行資本がひとまず措定される。
- (7) 銀行資本は、その措定される論理の端初においては、かように自己の現実に保有する貸付可能な貨幣を貸し付ける者として現われ

るのであるが、それ自身の展開のうちに、そもそもそれに対応する貨幣の存在しない仮空の自己宛債務（＝信用貨幣）を創出して貸し付ける者へと昇華するのである。

- (8) したがって銀行信用論は、「自己の現実に保有する貸付可能な貨幣を貸し付ける」段階と「そもそもそれに対応する貨幣の存在しない仮空の自己宛債務（＝信用貨幣）を創出して貸し付ける」段階とを論理的に明確に区別した上で、前者から後者へと展開されていくのでなければならない。商業信用に対する銀行信用の「代位関係」は、後者の論理段階においてはじめて論じられうるのである。

マルクスの「貨幣取扱資本」論についての以上のような理解は、すでにその内にマルクスの「利子生み資本」論（およびそれについての従来の理解）や従来の信用論研究に対する一定の批判を含んでいると言ってよく、本稿においてもその点は多少とも明きらかにされていると思うのであるが、それらのいっそう詳細な展開はやはり今後の課題としなければならない。